

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和五年六月二日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年一月十一日奈良県指令中土第五五―一三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年五月十九日中土第七五―三号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年五月十九日中土第七六―二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市曾我町六六〇番七、六六〇番八、六六〇番一〇、六六〇番一一及び六六〇番

一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市川西町九三八番地の一二六

志野浩章

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市曾我町六六〇番七

下水道 橿原市曾我町六六〇番七の一部